

【提案項目】

47 障がい者の計画相談支援等の充実に向けた報酬算定構造の見直しについて

【提案要旨】障がい福祉分野における計画相談支援等の報酬算定構造の見直しを図ること

■提案事項

○ 障がい福祉分野における計画相談支援の報酬算定構造の見直しを図ること

障がい者一人ひとりの生活にきめ細かく伴走していく支援とするためには、相談支援専門員の確保が必要であることから、

- ①相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援を評価すること。
- ②専任体制で安定した事業運営を行えるよう、基本報酬を上げるなど、計画相談支援及び障害児相談支援の報酬算定構造の見直しを行うこと。

東広島市の現状と課題・取組状況

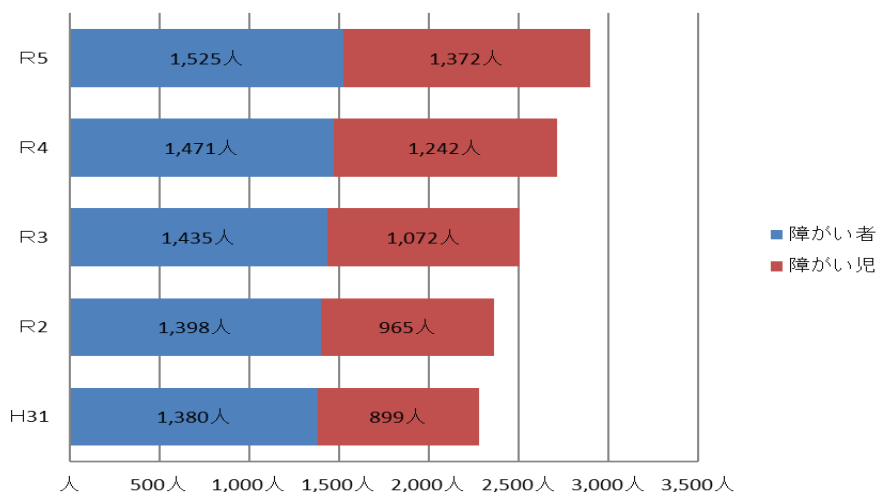
47 障がい者の計画相談支援等の充実に 向けた報酬算定構造の見直しについて

【現状と取組状況】

○本市の障がい福祉サービスの給付決定者は年々増加しており、相談支援専門員によるサービス等利用計画（以下、「利用計画」という。）策定のニーズは高まっている。一方、相談支援事業所の数は平成30年度末から減少傾向にある。

○また、本市のセルフプラン率（利用計画のうち、相談支援事業所ではなく、障がい者本人（又は、保護者）が作成するセルフプランの割合）は令和5年3月の調査時において、計画相談支援については5.0%と全国平均の15.6%より低いものの、障害児相談支援については45.7%と全国平均の30.0%より高く、相談支援専門員が不足している状況が推察される。

自立支援給付決定者数の推移



（相談支援事業所数の推移）

	H30度末	R1度末	R2度末	R3度末	R4度末
障がい者	10	9	8	8	8
障がい児	18	17	16	16	16
合 計	28	26	24	24	24